

議事要旨(3)企業会計基準公開草案第 12 号「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」のコメントについて

高津研究員より、資料 審議事項(3)「主なコメントの概要とそれらに対する対応案」に基づく説明、及び「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」の修正案についての説明が行われた。

当会計基準の修正案等に対する委員等による主な意見及び質疑は次のとおりである。

- ① 滞留又は処分見込み等の棚卸資産についての簿価切下げに関する記述について、
 - ・ 例示された方法による簿価切下げについての、「できる」との記述から「必要である」との記述への修正案は、例示された 2 つの方法しか認められないように読め、意味が変わってくるのではないか。この場合、何らかの方法で簿価切下げを行わなければならないとのことは文脈から明らかであり、表現を見直す必要があるのでは。
 - ・ (2)の「一定期間を超える場合」について、勝手に決めていいのか、何か言及すべきではないか。

との意見があった。

これに対し、事務局からは、「できる」という記述では簿価切下げ自体が任意と読まれることを懸念しての修正案であり、文意を変更するものではないが、再度検討するとの回答があった。

- ② 適用時期について、我が国の上場会社の大部分が原価法を適用しており、多大な実務対応を要する場合があることから、1 年遅らせ平成 20 年度からの適用(ただし、早期適用可)でよいのではないかと意見があった。

これに対し、事務局からは他の委員の意見があれば、それも参考にして検討したいとの回答がなされたが、他の委員会からの意見はなかった。

- ③ 未成工事支出金等について、「工事損失引当金が適切に計上されているなど、他の会計処理により収益性の低下が適切に反映されている場合には、本会計基準を適用する必要はない」旨の記述が追加されたが、この記述は負債性引当金の計上も含めた工事契約全体の評価に関する記述であるため、棚卸資産の評価に関する会計基準においては不要であり、また、工事損失引当金が、未成工事支出金等について、広く一般に計上されているようにも読めるので、削除するべきであるとの意見があった。

これに対し、事務局からは、公開草案に対するコメントへの対応として、このような記述を追加した旨の説明があったが文章表現に関しては、引き続き検討することとなった。

以 上